(3)　ＭＳ３－ＷＴ１－ｓｉＴＣＲ導入細胞を廃棄する際には、次のウイルス不活化（高圧蒸気滅菌処理、0.5％以上の亜塩素酸ナトリウム溶液への浸漬処理又は消毒用アルコール処理による。以下同じ。）を行った後、名古屋大学医学部附属病院で定められた感染性医療廃棄物管理内規（以下「感染性医療廃棄物管理内規」という。）に従い廃棄する。

(4)　ＭＳ３－ＷＴ１－ｓｉＴＣＲ導入細胞の初回投与は、環境中への拡散防止措置を適切に施した個室（以下「個室」という。）内において輸注により行う。

なお、接触する注射針、注射器、チューブ等の器具等は使い捨てとし、適切にウイルス不活化を実施した後、感染性医療廃棄物管理内規に従い廃棄する。

初回投与時にＭＳ３－ＷＴ１－ｓｉＴＣＲ導入細胞に直接

これらのウイルス不活化を個室外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。

(5)　ＭＳ３－ＷＴ１－ｓｉＴＣＲ導入細胞の初回投与後３日まで、被験者を個室内で管理する。検査等の理由で被験者が一時的に個室外の開放区域に出る場合には、マスク及びガウン着用等のウイルス漏出予防措置を義務付ける。

(6)　個室内における管理期間中の被験者の血液及び体液は、その都度適切にウイルス不活化を行い、感染性医療廃棄物管理内規に従い廃棄する。また、被験者の尿、糞便等の排泄物は、投与翌日以降に行われる被験者の血液を用いたポリメラーゼ連鎖反応法試験にて自己複製能を獲得したレトロウイルス（以下「ＲＣＲ」という。）の存在が否定されるまで、適切にウイルス不活化を行い、感染性医療廃棄物管理内規に従い廃棄する。

なお、これらのウイルス不活化を個室外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。また、ＭＳ３－ＷＴ１－ｓｉＴＣＲ導入細胞の取扱いに準ずる。

(7)　個室内における管理期間中、被験者に対して侵襲的に使用した器具等及び被験者の排泄物等に接触した器具等は、適切にウイルス不活化を実施した後、感染性医療廃棄物管理内規に従い廃棄又は十分に洗浄する。

これらのウイルス不活化又は洗浄を個室外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。

(8)　個室内における被験者の管理を解除する前に、ＲＣＲが被験者の末梢血単核球（以下「ＰＢＭＣ」という。）及び血漿においてともに陰性であることを確認する。ＲＣＲが検出されたときは、個室内における管理を継続する。

(9)　個室内における管理解除後に被験者のＰＢＭＣ又は血漿からＲＣＲが検出された場合は、直ちに被験者を個室内における管理下に移し、上記(5)から(8)までと同様の措置を執る。

○経済産業省告示第百六十号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の規定に基づき、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年七月一日から施行する。

平成二十五年六月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を改正する告示

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件の一部を次のように改正する。

二号中

「

愛知県のうち 豊川市	同時に給油することができる自動車の数が四以上

」

を、

「

愛知県のうち 碧南市	同時に給油することができる自動車の数が六以上

」

を、

「

愛知県のうち 小牧市	同時に給油することができる自動車の数が四以上

」

を、

次に

「

愛知県のうち 稲沢市	同時に給油することができる自動車の数が十以上

」

の

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上

二　同条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十七キロリットル以上

三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上

四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上

五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

の

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十七・五キロリットル以上

二　同条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四十八キロリットル以上

三　軽油のタンクの容量が二十四・五キロリットル以上

四　灯油のタンクの容量が三十二キロリットル以上

五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四十キロリットル以上

二　同条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三十キロリットル以上

三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上

四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上

五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

の

一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上

二　同条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六十キロリットル以上

三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上

四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上

五　容量三十五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること